

日 時：令和 8 年 7 月 31 日（金）13:00～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：手塚委員長、清水委員、藤本委員、木田委員、藤村委員、宍戸委員、新保委員、
藤井委員

佐脇事務局長、西中事務局次長、津村審議官、戸梶総務課長、香月参事官、
日置参事官、在津参事官、安蒜参事官

○戸梶総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、小笠原委員が御欠席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、手塚委員長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○手塚委員長 それでは、ただいまから、第364回個人情報保護委員会を開催いたします。
本日の議題は一つです。

議題 1「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律の成立を受けた個人情報保護委員会の今後の取組（案）について」、事務局から説明をお願いします。

○芦田企画官 それでは、資料に沿って御説明します。今回お諮りするののは、「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律の成立を受けた個人情報保護委員会の今後の取組（案）について」となります。

まず 1 ページが、国会での審議の経過となります。ページ上部の青い枠内にあるとおり、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案は、本年 4 月 7 日に第221回国会（特別会）に提出され、国会における審議を経て 7 月 10 日に成立し、7 月 17 日に公布されました。

衆参両院における審議経過は、このページにあるとおりです。

衆議院では、本年 4 月 21 日の本会議での趣旨説明、質疑を皮切りに、地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会において、参考人質疑を含めた審議が行われ、5 月 26 日の衆議院本会議で可決しました。

参議院では、6 月 12 日の本会議での趣旨説明、質疑の後、デジタル社会の形成及び人工知能の活用等に関する特別委員会において、参考人質疑を含め、審議が行われ、7 月 10 日に本会議で可決し、改正法が成立しました。一連の審議においては、青い枠の二つ目の項目にあるとおり、①条文の定義や各規律の対象となる要件、②統計作成等の特例の制度詳細（要配慮個人情報の取扱いを含む）、③子供の個人情報の取扱いや顔特徴データの取扱いに係る規律の実効性確保、④課徴金制度の導入等を踏まえた委員会の体制整備等の多様な論点について質疑が行われました。

2 ページから 5 ページは、今回の法案審議に際して付された附帯決議となります。2 ページ、3 ページが衆議院の地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会、4 ページ、5 ページは参議院のデジタル社会の形成及び人工知能の活用等に関する特

別委員会において、採決に際してそれぞれ付されたものです。本日は、個別の項目の読み上げ等は割愛いたしますが、衆議院・参議院それぞれ14の項目が盛り込まれており、政府としては、「その趣旨を踏まえまして配意していく」旨を発言したものととなります。

6 ページが、「改正法の円滑な施行に向けた取組の方針（案）」となります。今後、政府としては、これまで紹介した法案審議、これは附帯決議を含みますが、これを踏まえて施行に向けた準備を進めてまいります。具体的にはこのスライドにあるとおり、大きく三つの項目がございます。

1 点目は、「政令・規則・ガイドライン等の整備」です。まず、個人や事業者等、多様な主体から広く丁寧に御意見を伺いながら検討を進めることとします。また、政令等においては、改正法により新設された義務・特例等の対象となる要件や想定される事例等を可能な限り明確に示し、個人や事業者等にとって分かりやすいものとなるよう努めます。そして、特定分野に対応したガイドラインについても、当該分野における制度の議論等とも整合的なものとなるよう、関係省庁と連携して検討を進めることとします。

2 点目は、「改正法及び関係する政令・規則・ガイドライン等の周知」です。まず、個人情報保護法は、広く一般の事業者に影響を与える法律であることに鑑み、改正法の施行までに十分な期間を確保します。また、全国での説明会・講演対応をはじめ、個人や事業者等にとって分かりやすい資料（リーフレット、パンフレット等）を作成するとともに、SNS等を含む多様な媒体を活用した情報発信を実施します。

3 点目は、「法執行・技術的検討体制の整備等」です。こちらは、課徴金や統計作成等の特例をはじめ、改正法の円滑な施行のため、執行体制面の強化や、専門性を有する人材確保を含めた必要な体制整備を行うものです。また、これら制度が個人や事業者等にとって分かりやすいものとなるよう、執行方針や事務局レポート等の作成を検討します。

最後、7 ページは、改正法の円滑な施行に向けたロードマップ（案）としまして、今後のスケジュールとして、現時点で想定しているものをまとめています。

今回の改正法は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしています。先ほど御紹介したとおり、改正法の公布が本年7月17日ですので、再来年、令和10年の7月が、いわばその最終的な期限となります。具体的な施行日は、今後検討・調整の上で決定していくこととなりますが、その施行に至るまでのステップを項目ごとにまとめています。

内容は、図にあるとおりではございますが、まず政令・規則について検討・審議を進め、意見募集を行い、その結果を踏まえて取りまとめ、公布することとできればと考えます。ガイドラインやQ&Aにつきましては、検討・審議は並行して進めつつ、意見募集等のプロセスは、政令・規則よりも後のタイミングで行うことを想定しています。また、政令・規則・ガイドライン・Q&Aについては、スライドに記載のとおり、政令・規則等で定める事項の全体像を今後提示することを考えております。

広報活動については、当面は改正法の内容を中心としていきますが、政令・規則の内容

が固まった段階で、これらも含めて行っていくことを考えております。

また、一番下にある、法執行体制整備や技術的検討は、課徴金等の執行体制整備・執行方針の検討、また、技術的検討体制の整備・統計作成等の特例に係る事務局レポート等を継続的に検討し、法施行までに公表することを考えております。

表の中の欄外の※印の一つ目にあるとおり、このほか、個人情報の保護に関する基本方針の改正も検討するとともに、認定個人情報保護団体における特定分野の指針策定等を支援することを考えております。

なお、上記の表は現時点での大まかな見込みであり、今後の状況によって変わり得ることを付言させていただきます。

最後となりますが、本日の委員会で御議論いただき、お認めいただきましたら、本資料を基に、多様な主体とコミュニケーションを図ってまいりたいと考えております。

事務局からの説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○手塚委員長 ありがとうございます。ただいまの説明について御質問、御意見を願います。

○藤村委員 御説明ありがとうございました。

資料1の6ページ、「法執行・技術的検討体制の整備等」の取組方針について、私から1点、意見と併せた御提案がございます。

今回の令和8年改正法の法案審議では、デジタル技術が急速に発展する社会におけるデータ保護の両立に資する新たな技術、特にいわゆるP E T s（プライバシー強化技術）への期待に言及する質疑が何度も行われたと認識しております。衆参両院の附帯決議におきましても、我が国の産業競争力の向上にも資する観点から、P E T sの活用促進が盛り込まれています。また、我が国のみならず、個人の権利利益やプライバシーを確保しつつ、データの社会的・経済的価値を最大限に引き出すことが、各国共通の政策課題となっている中で、技術的な手段によるアプローチとしてP E T sへの関心や期待が国際的にも非常に高まっている状況にあります。

こうした中で、当委員会といたしましても、P E T sの導入を事業者ら関係主体に促す素地となる情報を提供することが重要になってきております。当委員会では、事務局内に技術を専門とするチームが立ち上がり、こうした課題に対応する施策に取り組む体制も構築しているところでございます。その中で、P E T sの導入と活用に関する調査と整理等を実施し、事務局としてレポートをまとめることが、有用かつ効果が高いのではないのでしょうか。事務局におかれまして、こうした事務局レポートの作成検討を是非お願いしたいところです。

以上となります。

○手塚委員長 どうもありがとうございます。

事務局側から何かありますか。

○芦田企画官 ありがとうございます。

頂いた御提案を踏まえて、よく検討してまいりたいと思います。

○手塚委員長 ほかはいかがでしょうか。

では、清水委員。

○清水委員 今後の取組予定については異論ございません。委員としましては、今後とも独立した立場から、附帯決議の趣旨も十分踏まえて、下位法令の制定や、執行体制の強化などの組織の整備の議論に関わらせていただきたいと思いますと思っております。

そこでお願いしたい点が二つございます。

1点目は、法案作成のときもそうであったように、比較的小刻みに進捗状況を御報告いただきたいという点でございます。かなりの分量のものが一度に示されると、なかなかチェックしづらいということもございますので、例えば、テーマごと、一定期間ごとなど、適宜御説明をお願いして、こちらとしましても十分に検討させていただきたいと思っております。

2点目ですが、資料1の6ページにも記載されている、関係省庁との連携に関してです。内閣府のAI戦略本部のAIに係るガバナンスの議論であるとか、あるいは医療等情報の利活用の推進に関する検討会の動向など、私どもも公表資料で会議の進捗を注視してまいりたいと思っておりますけれども、我々の検討に影響を及ぼすような議論がありましたならば、タイムリーにインプットしていただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○芦田企画官 ありがとうございます。

御報告、お諮りするタイミングについては、よく認識の上、進めてまいりたいと考えております。

また、御説明しましたとおり、関係省庁が関係してくる分野が様々ありますので、関係省庁の検討状況と合わせて、その内容を御説明し、お諮りできればと考えております。よろしくお願いいたします。

○手塚委員長 どうぞ。

○新保委員 今回の改正個人情報保護法につきましては、条文の内容、構成等について、かなり高度な立法技術が用いられているという部分が多くあると思います。このような観点から、個人・事業者・一般社会の理解を深める上で、分かりやすい解説を行うことが重要ではありますが、その際に、正しい解釈を分かりやすく説明するということが、今後、重要な情報発信の観点になるかと思っております。

とりわけ、統計作成等特例をはじめとして、一部の規定については、これまで3年ごとに見直しとして、かなり精緻かつ長期にわたる検討を行ってきたところですが、十分にその立法趣旨が理解されていない指摘や意見が多々あると感じています。そのような観点から、正しく今回の改正法の内容を理解していただけるよう、分かりやすく、かつ、一般に広く今後のデータ利活用に資する改正であることが分かる情報発信を、積極的に行っていただきたいと思います。

○手塚委員長 どうぞ、事務局から。

○芦田企画官 ありがとうございます。

分かりやすく説明するという点につきましては、今後、法の施行に向けて、我々として必要なミッションだと思っておりますので、特に制度趣旨も含めて、よく御説明しながら理解を得るように努めてまいりたいと思います。

○手塚委員長 ほかはどうですか。

○宍戸委員 「改正法の円滑な施行に向けた取組の方針（案）」について御説明いただき、ありがとうございました。こちらは異存ございません。

2点、意見を申し上げたいと思います。

第1でございますけれども、資料の中で、政令・規則・ガイドライン等の整備について、「多様な主体から広く丁寧に御意見を伺いながら検討を進める」とございますが、今回の改正法案の準備においても、丁寧に御意見を伺って進めてきていただいたと思います。これは事務局に大変御努力いただいたと思いますので、引き続き御意見を伺いながら進めると同時に、その中で出てきた成果等で、政令・規則・ガイドライン・Q&A等で反映できるものはないか、あるいはそうでないものについても、事業者等の分野ごと、業種・業態ごとの取組の参考になるように、例えば事務局レポート等の形で残していくなど、様々な形で御検討いただければと思います。これが第1点でございます。

第2点は、今回の改正法の様々な規律の趣旨等について、国際的に分かりやすい形で発信をしていくということも、引き続き個人情報保護制度担当室と国際室とで連携して取り組んでいただきたいと思います。新保委員がおっしゃったとおりでございますけれども、今回の改正法の趣旨等について、必ずしも十分に正確な理解に基づいていないような批判等が海外に対して発信をされること、また、そのような理解が広まるということが、我が国が全体として進めているDFFTや、関係各国、法域とのデータの越境移転等の取組に影響を与えかねませんので、繰り返しになりますが、日本の法律の高度な立法技術をもって書かれている部分はあるわけですが、「分かりやすく言うと、要するにこういうことである」というように、その狙いや意義を的確に発信していただくようお願いしたいと思っております。

私からは以上でございます。

○芦田企画官 ありがとうございます。

1点目につきまして申し上げます、アウトプットの仕方は様々なアプローチがあるかと思っておりますので、よく工夫しながらやってまいればと思っておりますし、2点目につきましても、分かりやすく説明するという点については、国内だけでなく国際的にも、という御趣旨と受け止めましたので、事務局内でも連携しながら進めてまいりたいと思います。

○手塚委員長 ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うこととしたいと思います。

事務局においては、所要の進め方を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。

本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

本日の議題は以上です。

それでは、本日の会議は閉会といたします。